

低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します (ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰等に直面する0歳～18歳の児童(平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に出生した児童)を養育している低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する事業です。

※ひとり親世帯の給付金をすでに受けている場合は、重複して支給は受けられません。(ひとり親世帯で児童扶養手当受給者には令和4年6月中に福岡県から支給済み)



支給対象者 次のいずれかに該当する方

- ・支給対象児童を養育する父母等で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の方
- ・令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

対象児童 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童 (特別児童扶養手当の受給対象である障がい児の場合、20歳未満)

支給額 対象児童1人あたり 50,000円

手続き方法

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方
申請は不要です。審査が完了した対象者には、通知後、指定口座に順次振り込みます。
- ②上記以外の方(例、高校生のみ養育している方、収入が急変した方)
申請が必要です。該当する方は、子ども未来課にて申請手続きを行ってください。

申請受付期間 令和5年2月28日(火)まで

※令和5年3月分の児童手当、または特別児童扶養手当の認定等の請求をした方などへの支給の申請は令和5年3月15日(水)まで

●申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

福岡県では、同和問題の早期解決を目指して、昭和56年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、各種の啓発行事を実施し、差別をなくす取組を展開しています。

同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるといった重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」と、人として誰もが持つこうした願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として全ての人に保障されています。

この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力でだれもが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)
福岡県人権啓発情報センター TEL 092-584-1271

◎期間中の主な行事

福岡県同和問題講演会

- 期 日 7月23日(土)13:30~15:05
- 会 場 クローバープラザアリーナ棟 大ホール (春日市原町3丁目1-7)
- 講 演 人の世に熱と光を
ー水平社創立の思想に学ぶー
- 講 師 水平社博物館 館長 駒井 忠之さん



令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

令和4年4月26日の国の新たな対策(コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」)により、「家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯」に対し、令和4年度の課税情報を活用したプッシュ型給付を行います。

対象世帯 対象世帯は次のとおりです。ただし、住民税非課税世帯、家計急変世帯の両方に該当した場合でも、給付金の支給は1回限りです。

①令和4年度住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録され、かつ令和4年6月1日時点において、町の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②令和4年度家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入により家計が急変し、「住民税非課税世帯」と同様の事情にあると認められる世帯

ただし、次に該当する場合は給付金の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 令和3年度分の給付金を受給した世帯
- (2) (1)の世帯主であった者を含む世帯
- (3) 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯

支給額 1世帯あたり10万円

※申告内容が誤っている場合は、給付金の返還を求められる場合があります。また、意図的に虚偽の申告をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

手続き方法

①令和4年度住民税非課税世帯

7月上旬ごろに確認書を送付しますので、確認事項の内容をご確認・ご署名のうえ、必要書類を添えて、同封の返信用封筒により返送してください。

確認書に記載された口座と異なる口座への振込みを希望される場合は、確認書に振込先口座情報を記入し、振込先口座確認書類を添付してください。

※令和3年12月11日以降に上毛町に転入された対象の方につきましては、確認書の代わりに申請書を送付させていただきます。

②令和4年度家計急変世帯

町のホームページや長寿福祉課の窓口に様式を用意しておりますので、該当する場合は長寿福祉課に申請をお願いします。

- (1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)
 - (2) 簡易な収入(所得)見込額の申立書
 - (3) 申請者の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
 - (4) 受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)
 - (5) 令和4年中の収入の見込額または任意の1カ月の収入の状況を確認できる書類(世帯全員分)
- ※令和4年中の収入の見込額(源泉徴収票、確定申告書など)
※任意の1カ月の収入(給与明細書、事業収入のある方は帳簿など)

提出期限 令和4年9月30日(金)

●提出・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線168)

